



第 68 回旭川冬まつり

冬マルシェ

出店のご案内

(出店要領)

各種書類提出期限

2026 年 11 月 16 日 (月) 午後 5 時【必着】

出店申込に当たっての留意事項

※ 書類の提出前に必ずご確認ください。

- ・ 出店決定に当たり、応募内容の審査を行いますので、出店要領及び出店規程を十分にご確認の上、ご応募ください。なお、応募多数の場合やゾーニングの都合により、実行委員会において選考を行う場合がありますので、ご了承ください。
- ・ 出店要領、出店規程、誓約事項、その他実行委員会からの指示を遵守いただけない場合は出店を認めません。また、これらを遵守いただけない場合は、出店決定後又は会期中であっても出店を取り消すことがあります。

- ・ 開催概要・募集要項・開催までの主なスケジュール(予定)・・・2～3P
- ・ 出店形式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4P
- ・ その他出店要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5～7P
- ・ 出店規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8～11P

提出先・問合せ先

旭川冬まつり実行委員会 〒070-0035 北海道旭川市5条通7丁目 旭川フードテラス2階

●冬マルシェの申込についての問合せ・提出先

担当：有馬、大山

電話：0166-23-0090

メール：asawinfes@atca.jp FAX：0166-23-1166

1 開催趣旨

旭川市及び近隣町をはじめとする道北地域の食をPRするとともに、来場者が楽しめるよう、冬マルシェブースにおいて多彩なメニューを提供する。

2 開催概要

●営業日時

【開催日程】

2027年2月6日（土）～2027年2月11日（木・祝日） 6日間

【開催時間】

○全日（2027年2月6日（土）～2027年2月11日（木・祝日））

午前10時～午後8時（ラストオーダー：午後7時45分）

【注意事項】

- ・午後8時には閉店してください。ラストオーダー時刻を過ぎての受注は認めません。
- ・会期中の一部だけの営業や、営業時間の短縮・延長はできません。
- ・来場者の安全確保のため、開場前の準備に伴う車両の会場内への進入は午前8時10分から午前8時40分までです。それ以降は開場までの間、来場者の安全を確保するため、重機による会場整備を予定しており、除雪作業等に支障が出ることから、閉場後まで会場内への車両による出入りは一切できませんのでご了承ください。
- ・車両による搬入の際に、通路をふさぐ行為や、他の出店ブースの搬入に支障が出る位置への駐車などでトラブルになるケースが散見されます。搬入の際には譲り合い、他の出店者の妨げにならないよう心掛けてください。

●開催場所（出店場所）

北海道旭川市石狩川旭橋河畔会場（リベライン旭川パーク・コミュニティーランド）

3 開催までの主なスケジュール（予定）

次のスケジュールは都合により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2026年10月28日(水)
～2026年11月16日(月)

出店申込の受付期間

- 実行委員会にて「出店申込書」の記載内容を確認の上、受理します。
- 出店は応募内容を審査の上、決定します。出店が認められない場合もありますので、ご了承ください。詳細は出店規程をご覧ください。
- 小間数の調整をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。
- 申込締切後、実行委員会にて出店者の審査及び調整を行います。なお、応募多数の場合は選考を行います。
- 出店申込書の記載内容によっては、メインとなる出品物の原材料の産地証明書の提出、販売品目や調理方法の確認、調整をお願いすることがあります。

2026年11月27日(金)
(発送予定日)

出店決定通知書・説明会案内・請求書の送付

- 出店申込書を審査の上、出店を認める出店者に「出店決定通知書」、「説明会案内」、「請求書」をお送りします。
- ※ 左記日程は発送予定日であり、送付してからお手元に届くまで数日かかる場合があります。

2026年12月7日(月)

出店者説明会の開催・出店場所の抽選

- 出店に際しての注意事項や、出店場所、搬入・搬出スケジュールなどをご案内します。
- ※ オンライン又は書面による通知での開催となる場合があります。
- 出店場所の抽選会を実施します。

2026年12月18日(金)

出店料の納入期限

- 出店料は、指定期日までに振り込みにより納付してください。
- 指定期日までに納付されない場合、実行委員会は出店を取り消すとともに、取消しに係る費用弁償を求める場合があります。

2027年2月5日(金)

前日準備

- 機材の搬入等の準備日となります。
- ※ 出店者説明会において、作業時間等をお知らせいたします。

2027年2月6日(土)
～2027年2月11日(木)

第68回旭川冬まつり開催

- 営業時間 全日 午前10時～午後8時（ラストオーダー：午後7時45分）

4 出店形式（基本設備等）・出店料

項 目	1 小間当たりの形式等
間口	2,700 mm（間口 5,400 mm テントの半分）
奥行	3,600 mm
照明設備・電源	1.5 kW
養生用コンパネ	2 枚
出店者用駐車場	会場近隣に用意（出店者 1 台分）
給水設備	あり（予定）
排水設備	なし
サイン看板	実行委員会で用意
テント設置料金	実行委員会で負担
基本設備費用	実行委員会で負担
消費電力料金	実行委員会で負担
出店料	120,000 円 （消費税及び地方消費税を含む。）

【出店料・消費電力について】

- ・ 出店料は、指定期日（12 月 18 日（金）の予定）までに指定口座へお振り込みください。ご入金がない場合は、実行委員会は出店を取り消すとともに、取消しに係る費用弁償を求める場合があります。
- ・ 出店決定後の出店申込の取下げは原則として認めません。出店者の都合により取り下げる場合は、上記出店料等と同額のキャンセル料を指定期日までにお支払いいただきます。
- ・ 消費電力が過大となる場合は、別途費用を請求する場合があります。

【出店者において準備・手続する事項】

- ・ 営業許可申請、営業届出等の必要な手続（申請先：旭川市保健所衛生検査課食品保健係）
- ・ 生産物賠償責任保険（PL）の加入
- ・ 消火器（出店要領 9 を参照）
- ・ テーブル、椅子、ストーブ、燃料などの店舗運営に必要な設備
- ・ 飲食物提供に必要な消耗品・備品類
- ・ 来場客が使用した発泡スチロール容器、箸、串など以外のゴミは全てお持ち帰りをお願いします。
- ・ 会場内には排水設備がありません。調理や手洗い等によって発生した排水は、各出店者において適切に処理してください。会場内の地面、側溝及び河川等への排水は禁止します。
- ・ 出店名称を記載した看板は実行委員会で用意します。レンタル品のため、紛失・著しい汚損があった場合は実費（4,000 円）をご負担いただきますのでご注意ください。

5 出店者の選考及び決定について

出店者については、実行委員会にて出店審査会を設け、応募内容を審査の上決定しますが、選考に当たっては、次のとおり選考基準を定め、次に記す事項に該当する出店者を優先的に決定します。

(1) 出店優先事項について

- ①道北地域で店舗を経営又は活動の拠点としていること
- ②道北地域の郷土料理、地域グルメを提供する店舗
- ③道北地域産の原材料を主としたメニューを提供する店舗
- ④本イベント用に開発した新たなメニューがある店舗
- ⑤その他、旭川冬まつりの質の向上や来場者の満足度向上が期待できると実行委員会が認めた店舗

(2) 出店必須事項について

商品販売時には、主たるメニューの外国語表記を行うこと。言語については英語を必須とし、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語についても可能な限り表記を行うこと。

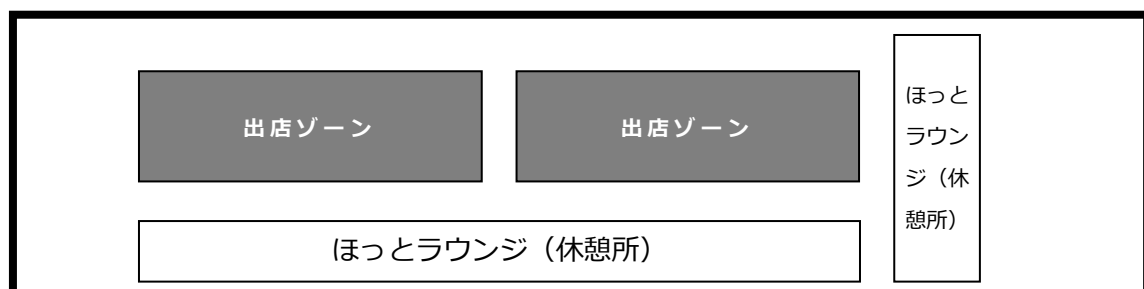
※ 当日対応していないと判断され、実行委員会からの指導を行っても改善が見られない場合は、出店を取り消すことがあります。

6 出店場所について

出店場所については、会場内において次の配置図のとおり出店ゾーンを設け、各出店者の出店場所については、出店者説明会において抽選を行います。

また、決定した出店場所については、正当な理由がある場合を除き異議を申し立てることはできません。

【配置図（実際は通路の確保等により、区画が変更となる場合があります。）】



7 出店を認めない又は出店を取り消す場合について

次のいずれかに該当する場合、出店を認めないことがあります。また、出店決定後又は会期中であっても、出店を取り消すことがあります。なお、出店を取り消した場合であっても、既に納付された出店料は返還しません。

また、出店を取り消された者については、次回以降の出店を認めない場合があります。

- (1) 実行委員会又は関係機関（消防、保健所等）の指導及び指示に従わなかった場合（例 指定時間外の車両乗り入れ等。）
- (2) 事前に申請していない販売品目又は設備を使用した場合、その他申請内容と異なる内容で営業した場合
- (3) 飲酒・喫煙しながらの接客や、来場者に不快感を与える接客等、イベントの品位を貶める振る舞いを行っているとして実行委員会が判断した場合
- (4) 正当な理由なく、指定期日までに出店料を納付せず、又は必要書類を提出しない場合
- (5) 反社会的勢力が関与していると判断される場合（警察等により確認をします。）
- (6) 出店要領 5－(2)に規定する出店必須事項について、実行委員会の指導後も改善が見られない場合
- (7) 食品衛生又は火気器具類の取扱い等に関する法令、出店要領若しくは出店規程に違反した場合
- (8) 出店場所を第三者に又貸しし、又は申込名義を貸与するなどして、第三者に出店させた場合。なお、借受者に対しても、出店料相当分の料金を請求いたします。
- (9) その他、実行委員会において本イベントの趣旨にそぐわないと判断した場合

8 地面の養生について

調理を伴う出店者は、油飛び等による地面の汚損や火気器具類による融雪・損傷を防止するため、必要な範囲についてコンパネ等による養生を行ってください。

9 消火器具の設置について

安全なイベント運営を図るため、火気器具類を使用する出店者は、火器具類を旭川市火災予防条例に従って配置するとともに、消火器（業務用）及び耐火ボード等の設置を義務とします。

10 販売について

出店者は、営業時間中は必ず販売員を常駐するものとします。

出店ブースの外に出た呼び込みや試食の提供など、通行の妨げとなる行為は禁止です。

隣接する出店者や来場者が不快となるような大音量による音響機材（ラジカセ・拡声器等による呼び込み等）の使用は禁止です。

11 飲料の取扱いについて

本イベントに対し飲料メーカーの協賛が決定した場合、飲料の販売については、協賛メーカー商品（生ビール、缶やペットボトル等のソフトドリンク等）を指定させていただきます。

ただし、地ビールやトマトジュースなどの地場の食材を使用した農畜産加工品については、この限りではありません。

12 アレルギー表示について

出品される飲食物については、「アレルギー使用状況表」・「ピクトグラム」を必ずテント内に掲示していただくとともに、来場者からの問い合わせに対応するため従業員への指導を徹底してください。

（出店説明会の際に実行委員会から「アレルギー使用状況表」・「ピクトグラム」を配付します。）

13 販売する飲食物の制限について

次の飲食物は、販売不可としますので、ご注意ください。

- ・ラーメン及び手打ちそば（実行委員会企画の専用コーナーで販売する予定のため）

14 その他

- ・ 実行委員会が所有するスコップ、ソリ、焼砂等の備品・消耗品は使用できません。
開場前の重機による整地などは実行委員会が実施しますが、営業時間中の自ブース周辺のすべり止めなどは各出店者で実施してください。その場合の道具等については各出店者においてご用意ください。
- ・ 本要領及び出店規程に記載以外の事項は、出店者説明会等でお知らせします。

旭川冬まつり冬マルシェ出店規程

1 応募資格

出店要領及び本規程の内容を確認し、これらを遵守することに同意し誓約する者。

2 出店が認められない応募者

次のいずれかに該当する応募者は、出店を認めません。

- (1) 応募資格に該当しない者
- (2) 過去の出店において、実行委員会又は関係機関（消防、保健所等）からの指導及び指示を真摯に受け入れなかった者
- (3) 過去の出店において、来場者に不快感を与える接客等、イベントの品位を貶める振る舞いをしていたと実行委員会が判断した者
- (4) 過去の出店において、正当な理由なく、指定期日までに出店料を納付せず、又は必要書類を提出しなかった者
- (5) 過去の出店において、事前に申請していない販売品目又は設備を使用した者、その他申請内容と異なる内容で営業した者
- (6) 過去1か年の旭川冬まつりにおいて、食中毒等の事故を起こした者
- (7) 反社会的勢力が関与していると判断される者（警察等により確認します。）
- (8) 本イベントの趣旨にそぐわないと実行委員会が判断した者
- (9) 同一系列の店舗から複数の応募があった場合において、実行委員会が重複出店と判断した者。ただし、実行委員会が特に認める場合を除く。
- (10) 過去の出店において、出店場所を第三者に又貸しし、又は申込名義を貸与するなどして、第三者に出店させた者
- (11) その他、出店要領及び本規程並びに実行委員会の指導及び指示に従わない者

3 出店場所・出店形式・出店小間数

出店形式・出店小間数については、会場構成やゾーン内容等によりご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承くださいとともに、実行委員会に一任願います。また、決定した出店場所については、適正な事情がある場合を除き異議を申し立てることはできません。

出店小間数については、会場のスペースの都合上、1出店者につき最大2小間を原則とします。

＜ご希望に添えない例＞

- ①調理に炭火等を使用するため煙が多く発生し、来場者に影響が出ると判断される場合
- ②過去の出店において、会場を著しく汚し、指導後も改善が見られない場合
- ③出店希望者多数により出店場所の調整が必要な場合
- ④ゾーニングの都合上、当該出店場所が望ましくないと実行委員会が判断した場合

4 地面の養生について

きれいなイベントとするため、調理を伴う出店者は、地面を養生することを義務とします。養生の範囲は、油飛び等汚れが付着することが想定される範囲とします。

イベント終了後、実行委員会において清掃や補修が必要と判断した場合は、清掃費等の実費を請求します。

5 火気器具類の取扱いについて

火気器具類及び暖房器具を使用する場合は、適切な換気を行い、一酸化炭素中毒及び火災の防止を徹底してください。また、積雪や強風等により吸排気口がふさがれないよう注意してください。

安全なイベント運営を図るため、火気器具類を使用する出店者は、消防法及び旭川市火災予防条例等に従って対応することとします。

- (1) 業務用消火器の設置
- (2) スレート板、耐火ボード等による火気器具類周りの養生
- (3) 油飛び等による危害に対する養生

6 提供可能販売物及び調理方法、調理場所について

出店者は、食品衛生関係法令及び旭川市保健所の指導に従い、必要な営業許可の取得又は届出等の手続を行うとともに、食品衛生責任者の配置、手洗い・消毒設備の設置、食品の適切な温度管理等、必要な衛生管理を徹底してください。

本イベントは仮設テントでの出店となるため、提供可能な販売物及びテント内での調理内容等に制限がありますので、特に次の点に注意してください。開催期間中に保健所職員が巡回しますが、下記を満たさず改善の指示に従わない場合、出店を取り消すことがあります。

- (1) 自店テント内以外での調理は認めません。下処理を要する販売物については、事前に保健所に申請した施設（下処理場所）以外での下処理及び仕込みは認めません。
- (2) 自店テント内での調理については、加熱、盛り付け、トッピング等の簡易なものとし、材料をカットするなどの行為は認めません。詳細は出店決定後に別途お知らせします。
- (3) 提供可能な販売物は、原則として直前に加熱して提供するもの（調理）又は農作物を除き、製造に必要な営業許可を取得した施設で製造され、適正な食品表示がされた包装既製品（物販）に限ります。
- (4) 出店決定後に保健所に申請を行い、許可を受けたもの以外を販売することはできません（申請の必要がない販売物を除く）。

※ 飲料等を開封して提供する場合は申請が必要です。

- (5) 衛生上の観点から、テント側幕の三方囲いを遵守し、食中毒の防止を徹底するため手洗い設備を設けるほか、食品の温度管理を適切に行ってください。

7 接客、販売方法

- (1) テント内での対面販売とします。

テントの外（自店テントの前や横を含む。）に出て、通行の妨げとなる呼び込みや試食を提供する等の行為を禁止します。出店者が使用できるのは、使用許可の範囲です。

- (2) 来場者や隣接する店舗に迷惑となるような大音量を発する機材の使用は禁止します。
- (3) 販売に使用できるスペースは限られていますので、スペースに見合った販売商品、使用機材としてください。

8 販売員の常駐について

出店者は、開催期間中の営業時間内、販売員として実行委員会からの指示・連絡を確実に伝達・履行できる者を出店場所に常駐させるものとします。実行委員会へ販売を委託することはできません。

9 出店テントへの装飾について

テントからはみ出す工作物の設置は、安全確保の観点等からサイズにかかわらず認められません。

10 販売に関する必要物品等について

販売に必要な備品・物品等は、出店者が用意・設置するものとします。

11 スtockヤード、商品・機材管理について

会場にはストックヤードがありません。商品、調理器具、ガスボンベ等はテント（使用許可の範囲）の外にはみ出さないよう、出店者が保管・管理を行うものとします。

なお、会期中の盗難、紛失等について、実行委員会は一切責任を負いません。

12 ゴミ処理について

調理、仕込み等の店舗運営に伴い発生したゴミ等は出店者が持ち帰り、自身の責任で処理するものとします。来場者用のゴミテントでは回収しません。

13 商品の売買に係る決済方法について

本イベントにおける販売物の売買については、現金またはキャッシュレス決済によるものとします。

14 出店料等の請求

出店者ごとに実行委員会から請求書を送付しますので、必ず指定期日までに振込により納付してください（振込手数料は出店者の負担とします。）。なお、出店申込の取下げは原則として認めませんが、出店者の都合により取り下げる場合は、上記出店料等と同額のキャンセル料を指定期日までにお支払いいただきます。

15 出店の取消し

次のいずれかに該当する場合、実行委員会は出店決定後又は会期中であっても出店を取り消すことがあり、取消しに係る費用弁償を求めることがあります。なお、既に納付された出店料等の返還及び取消しによって出店者が被った損失の補償は行いません。

- (1) 実行委員会又は関係機関（消防、保健所等）の指導及び指示に従わなかった場合（例 指定時間外の車両乗り入れ等。）
- (2) 事前に申請していない販売品目又は設備を使用した場合、その他申請内容と異なる内容で営業した場合
- (3) 飲酒・喫煙しながらの接客や、来場者に不快感を与える接客等、イベントの品位を貶める振る舞いを行っているとして実行委員会が判断した場合
- (4) 正当な理由なく、指定期日までに出店料を納付せず、又は必要書類を提出しない場合
- (5) 反社会的勢力が関与していると判断される場合（警察等により確認をします。）
- (6) 出店要領5-(2)に規定する出店必須事項について、実行委員会の指導後も改善が見られない場合
- (7) 食品衛生又は火気器具類の取扱等に関する法令、出店要領若しくは出店規程に違反した場合
- (8) 出店場所を第三者に又貸しし、又は申込名義を貸与するなどして、第三者に出店させた場合。なお、借受者に対しても、出店料相当分の料金を請求いたします。
- (9) その他、実行委員会において本イベントの趣旨にそぐわないと判断した場合

16 イベントの記録について

本イベントの記録用に実行委員会が写真、動画を撮影し、ホームページや SNS 等に掲載することがあります。また、各メディアによる撮影や取材等が行われることもありますので、あらかじめご了承ください。

17 イベントの中止

- (1) 本イベントは降雪時にも開催しますが、豪雪等の荒天、天災地変、暴動、官公署の命令その他不可抗力により、イベントの安全かつ円滑な実施が不可能又は不可能となるおそれが極めて大きいと実行委員会が判断した場合には中止とする場合があります。
- (2) 本イベントの全部又は一部が中止となった場合、実行委員会は、中止によって出店者に生じた損失を補償しません。また、既に納付された出店料は返還しません。ただし、開催期間の全日程が中止となった場合はこの限りではありません。

18 その他

- (1) 出店要領及び本規程に定めのない事項については、後日、出店決定者へ配付する実施要領に従うものとし、それ以外の事項については双方協議の上決定するものとします。
- (2) 提出書類に記入いただいた情報は、関連事業の実施に関わる他の組織・団体・協賛社等又は実行委員会が広報宣伝を目的に契約する事業者等に提供する場合がありますので、あらかじめご了承ください。